

鹿児島市食育推進ネットワーク規約

(設置)

第1条 食に関わる各種関係機関及び団体等が、相互の交流等を通じて食育に関する理解を深め、事業や活動に関する情報交換等を通じて各自の食に関する取組みの充実や共同事業の展開等につなげるとともに、鹿児島市（以下「市」という。）と連携・協力した取組みを推進するため、かごしま市食育推進計画（以下「計画」という。）に基づき、鹿児島市食育推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(活動)

第2条 ネットワークの活動は次に掲げるとおりとする。

- (1) かごしま市食育推進計画の普及啓発に関すること。
- (2) 会員相互の情報交換及び相互協力等に関すること。
- (3) その他必要な事項

(会員)

第3条 ネットワークの会員は、ネットワークの趣旨に賛同する食に関わる機関、団体、企業、学校、農林漁業者、学校関係者及び市民（市内に居住又は市内に通勤若しくは通学する者）とする。

- 2 登録及び脱退の手続は、別に定める様式を事務局に提出して行うものとする。
- 3 公序良俗に反するなど、ネットワークの運営に支障が生じるおそれがある場合又は宗教活動や政治活動を目的とする場合は、登録を拒否又は削除することができる。
- 4 ネットワークの登録に係る費用及び会費は徴収しない。ただし、ネットワークの活動に係る経費（交通費等）は会員の負担とする。

(期間)

第4条 ネットワークの会員の登録期間は、計画の期間に準ずるものとする。ただし、期間が満了する1か月前までに、事務局と会員が書面により特段の申し出を行わない時は、更に更新し次期計画の期間までとする。

(会議)

第5条 会員相互の連携、活動等の連絡調整を図るため、ネットワーク会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

- 2 会議の庶務は事務局が行うこととする。
- 3 事務局は、災害その他の事由により、会員が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。
- 4 オンラインによる方法等で会議に参加した会員は、会議に出席したものとみなす。

(庶務)

第6条 ネットワークの庶務は、鹿児島市健康福祉局保健部保健政策課において行う。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

付 則

この規約は、平成22年6月30日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。